

ふくしまウォーターPPP/PFI プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「ふくしまウォーターPPP/PFI プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 県及び県内市町村、地域の関係者のウォーターPPP/PFI に対する理解度の向上を図り、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力、提案力、事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、関係者が集まり、ウォーターPPP/PFI の導入に向けたノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、県及び市町村（下水道（県）、上水道（県）、下水道（市町村）、上水道（市町村））のほか、民間事業者、団体、大学、金融機関などの関係者で組織する。

なお、民間事業者は、法人であり、かつ、反社会的勢力でないこと。

2 本会への参加を希望する関係者は、別紙の参加申込書を事務局に提出することにより、参加することができるものとする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) ウォーターPPP/PFI のノウハウ習得のための勉強会
- (2) 市町村内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の意見交換会
- (3) 地域の様々な事業分野の民間事業者等と情報交換
- (4) ウォーターPPP/PFI に関する企画・構想の事業化の支援（案件形成へのマッチング等）
- (5) その他、ウォーターPPP の導入促進のために必要な事業

(事務局)

第5条 本会に事務局を置く。

2 本会の事務局は、福島県土木部都市総室下水道課に置く。

(運営及び管理)

第6条 本会への参加費は、無料とする。

2 運営及び管理の事務は、事務局が行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。